

1 8 各種協定

○ 協定等締結一覧

- 18-1 中部消防応援協定
18-2 県央広域市町村圏消防応援協定
18-3 北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定
18-4 新潟県広域消防相互応援協定
18-5 新潟県広域消防相互応援協定に基づく覚書
18-6 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定
18-7 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱
18-8 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定
18-9 千葉県栄町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-2 新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定
18-9-3 新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市との都市連携に関する協定（災害時における相互応援に関する覚書）
18-9-4 新潟県三条市と福島県伊達市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-5 新潟県三条市と福島県相馬市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-6 新潟県三条市と静岡県三島市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-7 会津若松市・三条市災害時相互応援協定
18-9-8 災害時相互応援協定書（締結先 福島県喜多方市）
18-9-9 福島県南会津町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-10 福島県只見町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-11 福島県下郷町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定
18-9-12 福島県檜枝岐村と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定
18-10 災害時における相互援助協定
18-11 災害時における三条市と郵便事業株三条支店の協力に関する協定
18-12 災害時における緊急放送に関する協定（締結先 燕三条エフエム放送株）
18-13 災害時における緊急放送に関する協定（締結先 株エヌ・シィ・ティ）
18-14 災害時における救援物資の提供等に関する協定（締結先 三国コカ・コーラボトリング株）
18-15 災害時における物資供給に関する協定（締結先 NPO 法人コメリ災害対策センター）
18-16 千年悠久の販売と自動販売機設置に関する協定（締結先信越ペプシコーラ販売株）
18-17 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（締結先 コーエイ株）
18-18 災害時における物資供給に関する協定（締結先 イオン株ジャスコ三条店）
18-19 災害時における物資供給に関する協定（締結先 アークランドサカモト株）
18-20 災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定（締結先 (社)新潟県解体工事業協会）
18-21 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（締結先 株アクティオ）
18-22 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（締結先 (有)エムテク）
18-22-2 災害時における LP ガスの供給に関する協定（締結先 新潟県エルピーガス協会県央支部）
18-22-3 災害時における物資調達に関する協定（締結先 セツツカートン株）
18-23 災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定（締結先 三条市タクシー協会）
18-24 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（締結先 三条市タクシー協会）
18-25 災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定（締結先 社会福祉法人等）
18-26 災害時等における応急対策活動に関する協定（締結先 三条市建設業協会）
18-27 災害時における応援業務に関する協定（締結先 (社)新潟県農業土木技術協会）
18-28 災害時における応援業務に関する協定（締結先 (社)新潟県測量設計業協会）

- 18-29 災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定（締結先 新潟県電気工事工業組合三条支部）
- 18-30 災害時における応急対策業務に関する応援協定書
- 18-31 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- 18-32 災害時におけるホームヘルパー派遣に関する協定書
- 18-33 南会津地方広域市町村圏組合と三条市との消防の相互応援に関する協定書
- 18-34 消防の相互応援協定に関する覚書
- 18-35 災害時における物資提供等に関する協定（締結先 株式会社ウオロク）
- 18-36 災害時における畳の提供に関する協定（締結先 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
- 18-37 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（締結先 株式会社カナモト）
- 18-38 災害時における物資の輸送に関する協定（締結先 マルソ一株式会社）
- 18-39 災害時等における応急対策活動に関する協定（締結先 三条災害復旧協力隊）
- 18-40 三条市における防災・減災対策に関する協定（締結先 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
- 18-41 災害時における応急対策活動に関する協定（締結先 三条市災害応急活動隊）

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、中越地域の市長、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の管理者（以下「市長等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定締結消防機関)

第2条 この協定は、次に掲げる市、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、小千谷市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合

(協定管内)

第2条の2 応援区域は、協定機関が管轄する区域をいう。ただし、弥彦村の地域を除く。（以下「協定管内」という。）

(災害の範囲)

第3条 地震、台風、水火災等の災害発生に際し、市又は組合の消防機関で消防責任を果たすことが困難と予想される災害で、応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 協定管内に前条の災害が発生したときは、当該市長等（以下「要請市長等」という。）は協定機関の市長等（以下「応援市長等」という。）に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

2 要請市長等は、前項の規定により応援要請するときは、災害の種別及び状況並びに到着地を明示するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市長等は、要請市長等からの応援の要請を受けたときは、速やかに可能な応援隊を派遣するものとする。

2 市長等は、派遣時に必要な応援隊の編成並びに応援計画を樹立しておくものとする。

3 前項の応援隊の編成及び応援計画は、相互に通報するものとする。

(応援の特例)

第6条 協定機関が協定管内の災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊の派遣の必要があると認めるときは、要請市長等の要請を待たずに応援することができる。

この場合にあっては第4条の規定により要請があったものとする。

(応援隊の指揮命令系統)

第7条 要請により出動した応援隊は、要請地消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

(給食措置)

第8条 災害が長時間にわたる場合にあっては、要請市長等は、可能な限り応援隊の給食措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援を要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市長等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人物費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地調達した物を除く。）

エ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費

オ 応援隊員が要請地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市長等が負担する経費

ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給並びに食料及び宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) その他の経費については、その都度当事者間で協議決定する。

(消防団事項)

第10条 この協定機関には、消防団（弥彦村消防団を除く。）を含むものとする。

（協議）

第11条 この協定に関し必要な事項は、協定機関の市長等が協議の上、別に定める。

附則

この協定は、平成22年3月31日から施行する。

この協定の締結を証するため本書10通を作成し、記名押印の上、当事者各1通を保有するものとする。

県央消防応援協定書

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに燕・弥彦総合事務組合及び加茂市・田上町消防衛生組合（以下「市町村等」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、消防の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

平成 18 年 9 月 7 日締結の県央広域市町村圏消防応援協定書は、この協定の効力の発生の日にその効力を失うものとする。

（目的）

第 1 条 この協定は、市町村等が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援要請）

第 3 条 市町村等の長は、管内に前条の災害が発生したときは、他の市町村等の長に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第 4 条 前条の応援要請を受けた市町村等の長は、速やかに当該市町村等の管内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 前項の応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を応援隊の派遣を要請した市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第 5 条 市町村等の長は、他の市町村等の管内に発生した災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊を派遣する必要があると認めるときは、災害地の市町村等の長の要請を待たずに応援することができる。この場合にあっては、第 3 条の規定による要請があつたものとする。

（応援隊の指揮命令系統）

第 6 条 要請により出動した応援隊は、災害地の消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

（1）応援を行った市町村等が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人物費
- イ 公務災害上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費
- カ 応援隊員が災害地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

（2）応援を受けた市町村等が負担する経費

- ア 応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料、宿泊に要する経費
- イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 化学消火薬剤等資器材費

（3）前 2 号に掲げる以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

（消防団事項）

第 8 条 この協定において、市町村等が派遣する応援隊には消防団を含むものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、市町村等において各1通を保有する。

平成22年10月13日

18－3 北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、新潟西インターインターから長岡ジャンクションまでの間の北陸自動車道及び長岡ジャンクションから長岡インターインターまでの間の関越自動車道（以下「高速道路」という。）における消防の相互応援協定に関し、新潟市、長岡市、見附市、燕市、三条地域広域事務組合、白根地域広域事務組合、巻・西川・潟東消防事務組合及び与板郷消防・斎場事務組合（以下「協定市等」という。）の市長及び管理者（以下「協定市長等」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救助、救急事故、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市長等は、災害の発生地を管轄する協定市長等から災害の処理に関し応援の要請があつた場合は、特別な理由があるときを除き、所属の消防隊、救助隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を当該要請に基づき派遣するものとする。

2 協定市長等（北陸自動車道及び関越自動車道救急業務覚書（平成 12 年 12 月 20 日締結）並びに北陸自動車道及び磐越自動車道救急業務覚書（平成 12 年 11 月 6 日締結）に基づき救急業務を担当する協定市長等に限る。）は、その管轄区域外であり、かつ、別表に定める担当区域内である高速道路において災害（救急事故を除く。）が発生したことを覚知したときは、直ちに災害発生地を管轄する協定市長等に通報するとともに、前項の規定による応援の要請があつたものとみなし、速やかに応援のため所属の消防隊等を派遣するものとする。

3 協定市長等は、出動した消防隊等が、災害の現場に到着した時に、当該災害の発生地がその管轄区域外又は別表に定める担当区域外であると判断した場合であっても、第 1 項の規定による応援の要請があつたものとみなし、可能な範囲で応援に努めるものとする。

（災害の通報）

第3条 協定市長等は、その管轄区域外の高速道路において災害の発生したことを覚知した場合は、前条第 2 項に定める場合を除き、速やかに当該災害の発生地を管轄する協定市長等に通報するものとする。

（災害現場の指揮）

第4条 応援のため出動した消防隊等（以下「応援消防隊等」という。）に対する現場指揮は、応援を受けた協定市等（以下「受援市等」という。）の市長若しくは管理者、消防長又は現場の最高指揮者（以下「受援市等の市長等」という。）が行うものとする。

2 前項の規定により難い場合の応援消防隊等に対する現場指揮は、応援を行う協定市等（以下「応援市等」という。）の消防長又は現場の最高指揮者が行うものとする。応援市等が複数であるときは、先着の応援市等の消防長又は現場の最高指揮者が行うものとする。

3 前項の規定により現場指揮を行った応援市等の消防長又は現場の最高指揮者は、受援市等の市長等が災害の現場に到着したときは、それまでに行った措置その他必要な事項を当該受援市等の市長等に報告し、以後その指揮下で活動するものとする。

（災害の事務処理）

第5条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、受援市等の消防長が行うものとする。

2 救急事故の事務処理は、救急業務を行った協定市等の消防長が行うものとする。

（情報の提供）

第6条 協定市長等は、第1条の目的を達成するため、他の協定市長等又は出動中の消防隊等から要請があった場合は、所属の消防力及び管内医療機関の状況等、必要な情報の提供、中継等に努めるものとする。

2 前条の規定により災害事務を処理する協定市等の消防長は、災害調査等のために必要があるときは関係のある協定市等の消防長に対し、災害の状況その他必要事項について情報の提供を求めることができる。

(応援に要した経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援のため使用した燃料、消耗器材及び機械器具の小破損の修理、応援消防隊の隊員（以下「応援消防隊員」という。）の給与、公務災害補償及び消防賞じゅつ金に要した経費その他の経常経費は、応援市等が負担するものとする。

(2) 受援市等の要請により調達し、又は立て替えた資器材及び消火薬剤並びに現場において補給した燃料等の経費は、受援市等が負担するものとする。

(3) 消防機械器具の大きな破損の修理費、応援消防隊員の公務災害による賠償、弔慰等の経費並びに応援消防隊員が第三者に損害を与えた場合の賠償及び損失補償の経費その他前2号に定める経費以外の経費の負担については、当事者である協定市等が、その都度協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市長等の間で協議の上決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議の上定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成13年1月1日から施行する。

(協定の廃止)

2 北陸自動車道消防相互応援協定（昭和53年9月7日締結）は、平成12年12月31日限り、その効力を失う。

3 この協定の成立を証するため本書8通を作成し各自記名押印の上各1通を保有する。

平成12年12月22日

新潟県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域の区分)

第2条 新潟県下の市町村等を上越地域、中越地域、下越地域及び佐渡地域に区分するものとする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

- (1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎよが著しく困難と認める場合
- (2) 災害防ぎよするため、協定市町村等が保有する車両、資器材等を必要とする場合

2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 灾害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は、応援隊を派遣し応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞無く要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

(通報及び報告)

第7条 応援を要請した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防防災課に通報するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。

3 要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市町村等が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人物費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものと除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費
- カ 応援隊員が要請市町村等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市町村等が負担する経費

- ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費
- イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) 前2号以外の経費の負担については、関係市町村等とその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施の関して必要な事項は、協定市町村等の消防長が協議して別に定めるものとする。

（改廃）

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 新潟県広域消防相互応援協定書（平成2年1月1日）は、廃止する。
- 3 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

(趣旨)

第1条 この覚書は、新潟県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定市町村等相互間の消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(地域の構成市町村等)

第2条 協定第2条の規定に基づく各地域を構成する市町村等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(地域の代表・副代表消防本部)

第3条 協定第4条の規定に基づく代表消防本部及び副代表消防本部とは、別表第2に掲げる消防本部とする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第4条の規定に基づく応援要請は、災害の規模等により次のとおり区分するものとし、様式第1号により要請するものとする。

(1) 第一要請

第2条の地域内の市町村等に対する応援要請

(2) 第二要請

前号地域及び直近隣接地域の市町村等に対する応援要請

(3) 第三要請

県下全地域の市町村等に対する応援要請

(応援隊の登録等)

第5条 協定第4条の規定に基づく応援要請に備えて、応援出動が可能な隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援隊)

第6条 協定第5条に基づく応援隊は、別表第3に掲げる登録隊とする。

(応援隊の派遣の決定通知)

第7条 協定第5条に基づく応援隊の派遣の決定通知は、様式第2号によるものとする。

(応援活動報告)

第8条 協定第7条第2項に基づく応援活動の報告は、応援市町村等の消防長が様式第3号により要請市町村等の消防長に報告するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は、疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 新潟県広域消防相互応援協定に基づく覚書（平成2年1月1日）は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、平成17年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地域別構成市町村等

地 域	市 町 村 等
上 越 地 域	上越地域消防事務組合、糸魚川市
中 越 地 域	長岡市、三条市、柏崎市、十日町地域広域事務組合、南魚沼地域広域連合、魚沼市、小千谷市、加茂市・田上町消防衛生組合、燕市、見附市
下 越 地 域	新潟市、新発田地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合、村上市、阿賀野市、阿賀町、五泉市
佐 渡 地 域	佐渡市

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害（以下「災害」という。）による被害を最小限に防止するため、新潟県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、新潟県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他の救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第4条 応援要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要な事項

(航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合には、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。
- 3 知事は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときはその旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、新潟県広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する航空機の運航経費は、新潟県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する航空機の運航経費は相互応援協定第8条の規定にかかわらず、新潟県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、新潟県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成7年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書39通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ一通を所持する。

公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱

昭和52年5月20日制定
平成10年4月 1日全部改正
平成22年2月16日全部改正
平成25年4月 1日一部改正
平成27年4月 1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会新潟県支部（以下「県支部」という。）の正会員及び準正会員（以下「正会員等」という。）が、災害等により水道施設に被害を受けた場合に、住民への生活用水の応急給水及び施設の応急復旧に必要な正会員等の相互応援について必要な事項を定める。

(災害等の定義)

第2条 この要綱において「災害等」とは、地震、風水害及び渴水等の自然災害、クリプトスボリジウム等の水質事故及び水道施設事故等に起因する水道の減断水等により正常な給水が行えなくなる事態をいう。

(相互応援計画)

第3条 公益社団法人日本水道協会新潟県支部長（以下「県支部長」という。）は、災害時における相互応援を迅速かつ適切に処理するため、相互応援計画を定めなければならない。

2 相互応援計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 相互応援に必要な組織
- (2) マニュアル等の整備
- (3) 災害等が発生した場合の初動対応
- (4) 先遣調査隊
- (5) 応援の要請方法
- (6) 応援隊の派遣
- (7) 応援活動と活動体制
- (8) 水道給水対策本部の設置及び運営
- (9) 応援に要する費用負担
- (10) 前各号に掲げるもののほか、相互応援に関し必要な事項

(組織)

第4条 県支部長及び正会員等は、災害時の相互応援体制に係る情報連絡体制の確立を図るものとし、これに必要な組織及び体制を定める。

(マニュアル等の整備)

第5条 正会員等は、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう応援受入れマニュアル等の各種マニュアルの作成を行う。

2 正会員等は、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう、水道施設に関する図面等を整

備し保管する。

(初動対応)

第6条 県支部長は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、県支部内の情報収集及び相互応援に係る総合調整、公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び新潟県等との連絡調整を目的として、県支部災害対策本部を設置することができる。

2 県支部長は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、災害等による被害を受け、他の正会員等の応援が必要になった正会員等（以下「被災正会員等」という。）の応援要請の有無にかかわらず、必要に応じて現地に先遣調査隊を派遣することができる。

(応援の要請)

第7条 被災正会員等は、相互応援計画に定めるところにより、県支部長に応援隊の派遣を要請することができる。

(応援隊の派遣)

第8条 県支部長は、前条の規定により被災正会員等からの要請を受けたときは、相互応援計画に基づき、直ちに被害の状況及び地域等を考慮したうえ、正会員等に応援隊の派遣を要請しなければならない。

2 前項の規定により応援隊の派遣の指示を受けた正会員等（以下「応援正会員等」という。）は、直ちに応援体制を整え現地に応援隊を派遣し、被災正会員等に全面的に協力しなければならない。

(応援活動)

第9条 応援活動は、次の各号に掲げる事項を、被災正会員等の指示に従い相互応援計画に定めるところにより、関係各機関と調整し協力を得るなどして行う。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 水道給水対策本部の運営・補助
- (4) 応急復旧用資材の提供
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 非常用発電設備等の運転に必要な燃料の提供
- (7) 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(水道給水対策本部)

第10条 県支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認める場合は、被災正会員等と協議のうえ、被災正会員等の事業体に水道給水対策本部を設置する。

2 水道給水対策本部は、県支部の現地対策本部の機能を持つとともに、被災地での円滑な応急給水と早期の応急復旧に必要な各種業務の統括を行う。

(応援の受入れ)

第11条 応援正会員等の受入れに関しては、被災正会員等が定めた応援受入れマニュアル

ルに基づき行う。ただし、これによりがたい場合は、被災正会員等と県支部長が協議し決定する。

(中継正会員等)

第12条 県支部長は、応援活動を行うため必要と認める場合は、応援正会員等の移動補助を目的とした活動を行う正会員等を定めることができるものとする。

(支援拠点正会員等)

第13条 県支部長は、応援活動の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う正会員等を定めることができるものとする。

(非正会員への応援)

第14条 県支部長は、新潟県内において正会員等以外の水道事業者等（専用水道を含む。以下「非正会員」という。）が災害等により被害を受け、被災した非正会員、又は国・県等の行政機関からの応援要請があった場合には、この要綱の規定に基づく正会員等への応援の例により応援することができる。ただし、応援に係る費用等については、別途協議のうえ定める。

(費用の負担区分)

第15条 この要綱に基づく応援に要した費用については、相互応援計画に定めるところにより、被災正会員等が負担するものとする。ただし、被災正会員等と応援正会員等との協議によりこれと異なる定めをした場合、又は災害関係法令の適用により費用の負担区分が定められた場合は、この限りでない。

(県支部水道災害対策会議の設置)

第16条 応援活動の円滑な実施のため、正会員等で組織する県支部水道災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、必要な情報の交換や災害防止対策及び災害時相互応援に関する調査検討等を行う。

(平常時の対応)

第17条 正会員等は、応援活動の円滑な実施のため、平常時から災害等の発生に備え、危機管理体制の充実及び必要物資の確保等を進めるものとする。

2 県支部長は、災害等発生時における相互応援の円滑な実施を目的として、正会員等に對して必要な情報の調査等を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は、県支部長が別に定める。

(適用)

第19条 この要綱は、平成22年2月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援計画

昭和53年8月 1日制定
平成10年4月 1日全部改正
平成12年2月29日一部改正
平成14年2月28日一部改正
平成18年4月 1日一部改正
平成20年4月 1日一部改正
平成22年2月16日全部改正
平成25年4月 1日一部改正
平成27年4月 1日一部改正

1 趣 旨（要綱第1条）

本計画は、公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益社団法人日本水道協会新潟県支部（以下「県支部」という。）の正会員及び準正会員（以下「正会員等」という。）の相互応援に関する必要な事項を定める。

2 組 織（要綱第4条）

- (1) 公益社団法人日本水道協会新潟県支部長（以下「県支部長」という。）は、災害等発生時における応援活動等を迅速かつ確実に処理するため、情報連絡に係るエリア及びエリア代表を別表第1のとおり定める。
- (2) エリア代表は、県支部長と連携し、エリア内の被害状況の把握及び応援活動を行う際に必要な正会員等の取りまとめを行う。
- (3) 県支部長である正会員等が被災し、適切な連絡調整等が行えない場合には、県支部長は、その職務を代行する正会員等を別表第1の順位のとおり指名する。
- (4) エリア代表である正会員等が被災し、適切な連絡調整等が行えない場合には、県支部長は別表第1に定める正会員等の中からエリア代表の職務を代行する正会員等を指名する。

3 情報連絡体制（要綱第4条）

- (1) 正会員等は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者等を予め定める。
- (2) 連絡担当部署、連絡担当責任者等については、新潟県が作成する水道関係緊急連絡名簿に準ずる。

4 マニュアル等の整備（要綱第5条）

- (1) 県支部長及びエリア代表は、正会員等が各種マニュアルや図面等の作成に必要な情報を提供するなど、正会員等の災害時対応能力の向上に努める。
- (2) 正会員等は、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう、別表第2に掲げる事項について応援受け入れマニュアルを作成する。
- (3) 県支部長は、年度当初の調査等により、各正会員等が作成する応援受け入れマニュアルを把握する。
- (4) 正会員等は、応援受け入れマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに県支部長に報告する。
- (5) 正会員等が整備する図面は、給水区域全図、詳細図及び住宅地図とし、その標準的な仕様については別表第3に定める。

5 災害等が発生した場合の初動対応（要綱第6条）

- (1) 県支部長及びエリア代表は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害等による被害を受け、他の正会員等の応援が必要になった正会員等（以下「被災正会員等」という。）からの応援要請に速やかに対応することができるよう応援体制の準備を行う。
- (2) 正会員等は、県支部内において地震が発生した場合には、別表第4の設置基準の定めるところにより、応援体制を整える。
- (3) 正会員等は、新潟県内で災害等が発生し、県支部長から応援要請の連絡を受けた場合には、直ちに応援体制を整え、応援を要請した被災正会員等に全面的に協力する。
- (4) 県支部長は、県支部内において震度6弱以上の地震が発生し、かつ、被災地の水道施設の被害状況が確認できない場合には、直ちに現地に先遣調査隊を派遣する。
- (5) 要綱第6条第2項に規定する先遣調査隊の編成は、県支部長とエリア代表が協議して決定する。
- (6) 先遣調査隊の業務範囲及び編成例を別表第5に定める。
- (7) 被災正会員等は、先遣調査隊等の調査に基づき、災害発生日の翌日を目途に、県支部長等と協議し、次の項目を含む復旧方針案を作成する。
 - ア 被害状況の把握
 - イ 応急給水計画
 - ウ 応急復旧計画
 - エ 復旧見込み
 - オ 報道機関対応者
- (8) 先遣調査隊は、県支部長の指示により解散する。

6 応援の要請（要綱第7条）

- (1) 被災正会員等が県支部長に対して応援要請を行う際には、次の項目を明らかにして、電話・ファクシミリ等の通信手段を用いて行い、速やかに災害応援要請書を送付する。
 - ア 応援要請を行った事業体名
 - イ 応援要請を行った日時、連絡担当職員の氏名
 - ウ 被害の概要（被災した主要な水道施設、減断水戸数等）
 - エ 必要とする応援活動内容及び規模
 - オ その他応援活動に必要な事項
- (2) 県支部長は、被災正会員等から応援要請があった場合には、被災正会員等からの要請に見合う内容・規模の応援が行えるよう、各エリア代表に対し、エリア内の正会員等の取りまとめを依頼する。
- (3) エリア代表は、県支部長からの依頼に見合う内容・規模の応援となるようエリア内の各正会員等と連絡調整を行い、応援可能な体制を取りまとめ、速やかに県支部長に報告する。
- (4) 県支部長は、応援要請の規模から必要と認めた場合は、新潟県等その他の関係機関と調整を図り、被災正会員等が締結している協定及び地理的条件も考慮したうえで、公益社団法人日本水道協会中部地方支部長に応援を要請することができる。
- (5) 応援要請を行う際の情報連絡体制の詳細を別表第6に定める。
- (6) 被災正会員等は、友好都市等と締結している協定に基づき、本計画以外のルートで災害応援を受けた場合には、速やかに県支部長に報告する。

7 応援隊の派遣（要綱第8条）

- (1) 県支部長から応援隊の派遣の指示を受けた正会員等（以下「応援正会員等」という。）

の基本編成は、別表第7に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災正会員等と応援正会員等及び県支部長が協議し決定する。

(2) 応援正会員等は、応援隊を派遣する際に次の項目について経過記録を作成することとし、後日、被災正会員等からの求めに応じて経過記録に係る情報提供を行わなければならない。

- ア 応援隊の詳細（人員・作業内容・車両・応急給水用具等）
- イ 被災地入りするまでの詳細（移動ルート・移動時間等）
- ウ 現地作業に係る諸経費（高速道路料金・宿泊費等）
- エ 水道給水対策本部との打ち合わせ事項（議事録等）

(3) 応援正会員等は、被災状況に応じ、給水用具、作業用工具、衣類、食料その他日用品のほか、野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、デジタルカメラ等を携帯する。

(4) 応援正会員等は、被災正会員等、又は要綱第10条に規定する水道給水対策本部の指示に従う。

(5) 応援正会員等及び応援活動に従事する工事業者は、所属する会員名（事業体名）又は社名等を表示した腕章等を着用し、その身分を明示して活動する。

8 応援活動（要綱第9条）

(1) 応援活動は、被災正会員等が定めた応急給水及び応急復旧に関する地域防災計画又は独自マニュアル等に基づき、関係各機関と調整し協力を得るなどして行う。

(2) 応援正会員等が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援正会員等が応援に従事する工事業者に連絡し、被災地域での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援正会員等が締結する。

(3) 工事業者の斡旋に関して、県支部長又はエリア代表は、正会員等を通じて必要な工事業者に連絡し、被災地域での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災正会員等が締結するものとし、当該契約締結について当該工事業者の意思を確認するものとする。

(4) 燃料の提供に関して、県支部長又はエリア代表は、正会員等を通じて燃料の運搬供給業務を行う業者に連絡し、運搬供給を請け負う意思を確認し、被災正会員等の意向に従い、当該業務を依頼する。この場合において、当該業務を請け負う業者との契約は、原則として被災正会員等が締結するものとし、当該契約締結について当該業者の意思を確認するものとする。

(5) 応援作業中の労務災害の取り扱いについては、次のとおりとする。

ア 応援正会員等の職員については、出張中の公務災害として取り扱うこととし、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受ける。

イ 当該業務に従事する工事業者は、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けるため、応援正会員等は当該業務に従事させる前に、この工事業者が労働者災害補償保険（労災保険）に加入していることを書類等により確認しなければならない。

9 水道給水対策本部の設置（要綱第10条）

(1) 水道給水対策本部は、被災正会員等、県支部長、新潟県、その他必要があると認められる者で構成する。

(2) 水道給水対策本部に、本部長及び本部員を置く。

(3) 本部長は、被災正会員等とし水道給水対策本部を統括する。

(4) 本部員は、本部長が指名し、本部長を補佐する。ただし、公益社団法人日本水道協

会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）等に応援を要請した場合は、中部地方支部等の代表者を本部長が指名して本部員とすることができます。

(5) 水道給水対策本部組織の構成例を別表第8に定める。

1.0 水道給水対策本部の運営（要綱第10条）

水道給水対策本部は、被災正会員等との連絡調整を行い、次に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動（応急給水・応急復旧）における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 応援正会員等及び県支部外からの応援事業体間相互の連絡調整
- (6) 応援正会員等及び県支部外からの応援事業体への情報提供
- (7) 公益社団法人日本水道協会、中部地方支部及びその他関係各機関との連絡調整
- (8) その他、本部長が必要と認める事務

1.1 応援の受入れ体制（要綱第11条）

応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、水道給水対策本部は被災正会員等が定めた応援受入れマニュアルに基づき、応援正会員等の職員及び工事業者の宿泊施設並びに応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設や駐車場について指定することが困難な場合は、可能な限り応援正会員等に対して必要な情報を提供する。

1.2 中継正会員等の活動及び費用（要綱第12条）

中継正会員等は、応援正会員等の職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援正会員等の職員の移動補助を目的とした活動を行うこととし、その活動に要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

1.3 支援拠点正会員等の活動及び費用（要綱第13条）

支援拠点正会員等は、給水基地となる水道施設の提供、応援正会員等の職員の宿泊施設確保の補助、応援正会員等の職員が各種情報連絡を行うための通信手段の貸与をする等情報連絡の補助等を行うこととし、それらに要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

1.4 応援に要する費用負担の原則（要綱第15条）

応援に要する費用負担の原則については、次に掲げるほか別表第9に定める。

- (1) 応援正会員等の職員に係る人件費は、応援正会員等が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援正会員等の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災正会員等の負担とする。
- (2) 応援正会員等の職員が応援活動に係る業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における災害補償は、応援正会員等の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合における治療費は、被災正会員等の負担とする。
- (3) 応援正会員等の職員の被災地における宿泊や食料にかかる経費については、被災正会員等の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援正会員等の職員が携行する食料や生活用品等については、応援正会員等の負担とする。
- (4) 応援職員とともに応援に従事する工事業者等の派遣に要する経費は、被災正会員等の負担とし、同行する応援正会員等の基準により算定する。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援正会員等が応援に要した費用に

ついて、国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災正会員等の負担額から控除する。

- (6) 先遣調査隊に係る費用については、上記(1)から(5)までの規定の例によるものとし、この場合において「被災正会員等の負担」とあるのは「県支部の負担」とする。ただし、その規模が県支部の負担によりがたい場合は別途協議のうえ決定する。
- (7) 先遣調査隊が、中部地方支部の先遣調査隊を兼ねる場合の費用負担については、別途協議のうえ決定する。

1 5 応援経費の繰替え支弁（要綱第15条）

- (1) 応援正会員等は、被災正会員等が応援経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災正会員等から要請があった場合は、応援経費を一時繰替え支弁することができる。
- (2) 応援正会員等が、応援経費を一時繰替え支弁した場合は、次のとおり被災正会員等に応援経費を請求する。
 - ア 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
 - イ 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - ウ 機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 被災正会員等への請求は、関係書類を添付した応援正会員等からの請求書により行う。
- (4) 上記によりがたい場合は、被災正会員等と応援正会員等及び県支部長によりその都度調整を行う。

1 6 損害賠償に関する特則（要綱第15条）

応援正会員等が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を与えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災正会員等が、被災地への往復途中に生じたものについては応援正会員等が、それぞれ賠償の責任を負う。

1 7 県支部水道災害対策会議の設置（要綱第16条）

- (1) 応援活動の円滑な実施のため、正会員等で組織する県支部水道災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）のメンバーは、県支部長が指名する正会員等及びエリア代表とする。
- (2) 災害対策会議は、年1回、定期的に開催する。
- (3) 災害対策会議は県支部長が招集する。
- (4) 災害対策会議の庶務は、県支部事務局が処理する。
- (5) 県支部長は、必要に応じて、災害対策会議に必要な事項を協議するための検討会を設置することができる。なお、検討会の開催時期及び開催メンバーについては県支部長がエリア代表と協議のうえ決定する。

1 8 円滑な相互応援の実施に向けて（要綱第17条）

- (1) 県支部長は、災害等発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、必要な情報の調査を行うことができる。
- (2) 正会員等は、前項に規定する必要な情報の報告を県支部長が指定した調査表により作成し、県支部長に送付する。
- (3) 県支部長は、前項に規定する調査を行った場合は、調査表を取りまとめ、集約のうえ各正会員等と情報共有を行う。
- (4) 正会員等は、調査表の内容に変更が生じた場合には、速やかに県支部長に連絡する。

- (5) 正会員等は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害等発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。
- (6) 正会員等は、平常時より災害等発生時における物資の調達体制を整えておく。
- (7) 正会員等は、防災関係物資について、規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について充分に配慮する。
- (8) 県支部長は、災害等発生時における相互応援を円滑に行うために必要となる訓練を行う。

別表第1

情報連絡に係るエリア分け及びエリア代表

	エリア代表	正会員等
県 支 部 長	新発田市	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村
	新潟市	五泉市、佐渡市、新潟東港地域水道用水供給企業団、阿賀町、明和工業(株)
	三条市	燕市、加茂市、三条地域水道用水供給企業団、田上町、弥彦村
	長岡市	小千谷市、見附市、南魚沼市、魚沼市、湯沢町、出雲崎町
	柏崎市	十日町市、津南町
	上越市	糸魚川市、妙高市

- ※ 新潟県地域振興局の区分けに基づいて各エリアを区分し、県支部理事をエリア代表とする。
- ※ 県支部長都市である「新潟市」が被災し、その職務を遂行できない場合の代行都市の順位
1：長岡市 2：上越市
- ※ エリア代表都市が被災した場合、そのエリア内の連絡調整に係る取りまとめを行う都市は、県支部長が被災していない都市から指名する。

別表第2

応援受け入れマニュアルに掲載する事項

項目	編成
一般事項	1 各応援活動に関する方法及び手順 2 各応援活動の担当及び担当との連絡方法 3 作業報告の内容及び手続 4 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策 5 他機関との応援体制
応急給水活動	1 応急給水の水源となる水道施設等 2 応急給水拠点の位置 3 給水車の要請リスト
応急復旧活動	1 資機材の備蓄及び整備状況 2 必要となる資機材の種別 3 応急復旧資機材の標準的な仕様

別表第3

正会員等が整備する図面の標準的な仕様

種 別	縮 尺	備 考
給水区域全図 (管路全体図)	1/10,000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 応急給水計画、応急復旧計画策定時に不可欠。 1 水道システムの概要を容易に理解できるものとする。 2 基幹施設（取水場・浄水場・配水場・ポンプ場等）、主要管路（ϕ 75mm以上）、口径、付属設備（消火栓・バルブ・空気弁等）を明記する。 3 マッピングシステムを導入している場合においても、緊急性を考慮し、必要と思われる枚数は印刷し複数の事業所等に分散して保管する。 4 応急給水拠点、救急医療機関、学校・官公庁等を明示した図面も用意しておく。
詳細図 (配水管図)	1/2,500 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 漏水調査及び配水管修繕工事に必要。 1 管種、口径、付属設備（消火栓・バルブ・空気弁等）を明記する。 2 消火栓番号が記入され、バルブ台帳等によりバルブの開閉状況やオフセットがわかるものが望ましい。 3 マッピングシステムを導入しており予め印刷保管しておくことが困難な場合は、マッピングシステムのバックアップ（電源・データ分散保存・PDF化・操作員・印刷機等）についても考慮しておく。
詳細図 (給水管図)	1/500	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 応急復旧後半から給水管修繕工事に必要。 1 住宅、メーター、栓まで記載されたものが望ましい。 2 マッピングシステムを導入しており予め印刷保管しておくことが困難な場合は、マッピングシステムのバックアップ（電源・データ分散保存・PDF化・操作員・印刷機等）についても考慮しておく。
住宅地図	1/3,000 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 応援正会員等が応急給水及び応急活動において、現場で使用するために必要。 1 最新版でなくとも複数確保しておくことが望ましい。

別表第4

県支部内地震発生時における応援活動等に関する体制及びその設置基準

種 別	設置基準	体 制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、県支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、県支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

※ 震度は気象庁の「計測震度」による。

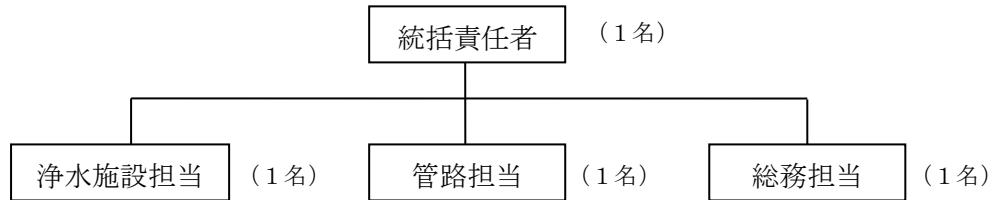
別表第5

先遣調査隊の業務範囲と基本編成

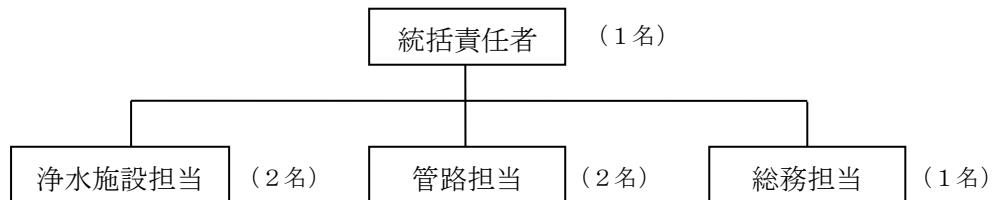
業 務 範 囲
1 被災正会員等と協議のうえ、現地水道システムの把握（図面の準備）、現地における被害状況の調査・集約、水道給水対策本部設置に必要な補助等を行う。 2 必要に応じて、応急給水等の応急対策、及び、被災正会員等への応援要請の必要性や要請規模についての意見具申を行う。
基 本 編 成
1 被災正会員等の被災状況に応じて、統括責任者、浄水場担当、管路担当、総務担当等を派遣する。 2 統括責任者は、原則として県支部長都市から派遣し、先遣調査隊の活動の統括を行う。 3 隊員の作業分担については、統括責任者が決定する。 4 複数の正会員等が被災した場合、県支部長はエリア代表と協議のうえ、複数の先遣調査隊を派遣するか、1隊が複数の被災正会員等を補助するかを決定する。

基 本 編 成 例

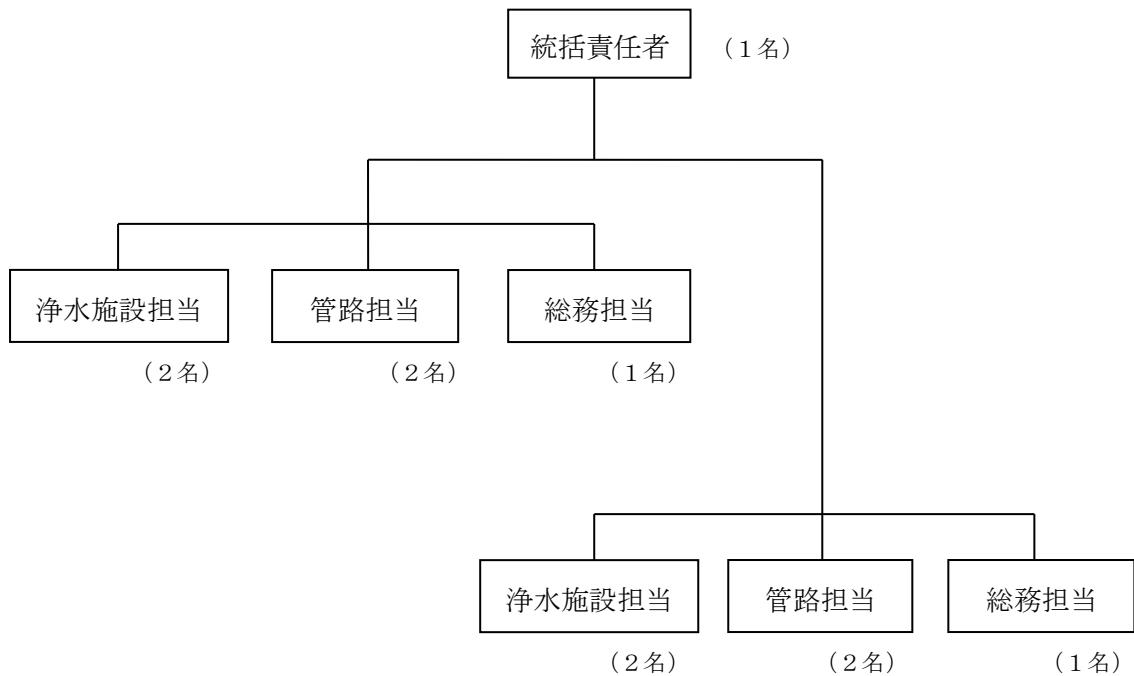
①…被害が発生していると思われる場合



②…被災正会員等と連絡が取れない、又は重大な被害が発生していると思われる場合

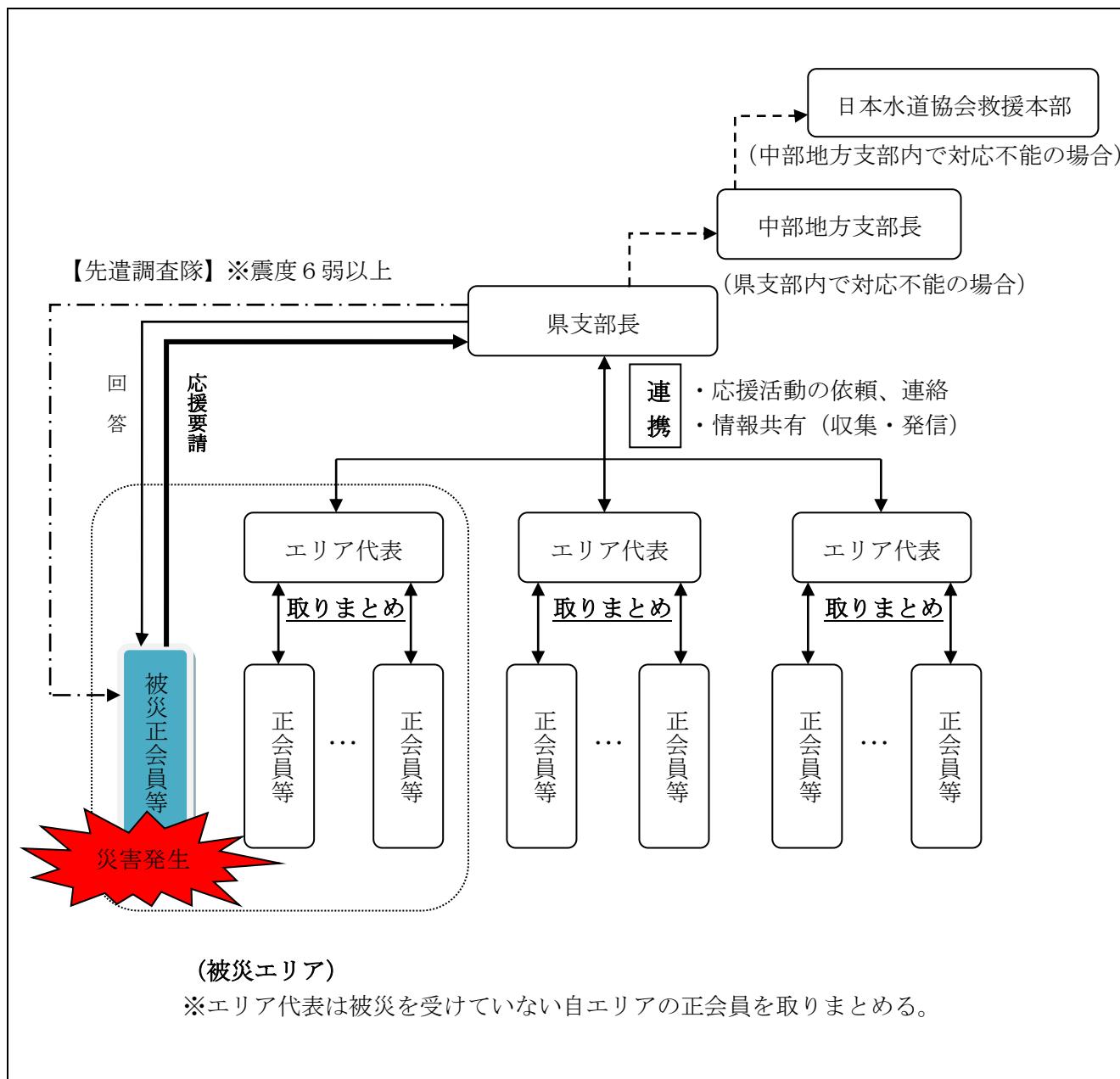


③…被災正会員等が複数ある場合



別表第6

県支部災害等発生時における応援要請及び情報伝達の流れ



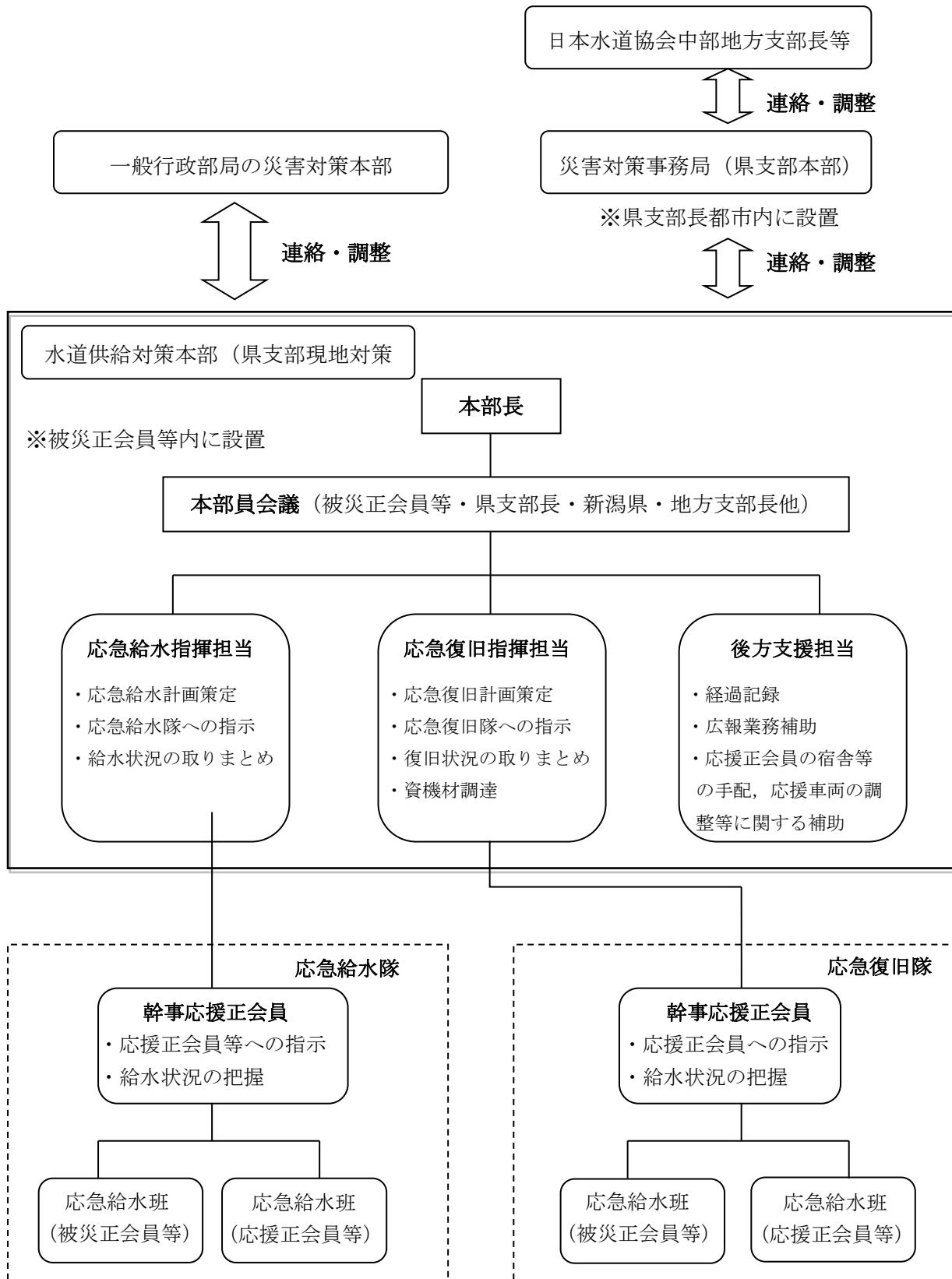
別表第7

応援正会員等の基本編成

項目	基本編成
応急給水活動	<p>1 応急給水班は、1班当たり3名体制（運転手1名及び給水要員2名）を基本とする。</p> <p>2 3班以上の編成で応援隊を派遣する場合は、県支部長と協議し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。</p> <p>4 応援正会員等の職員（以下「応援職員」という）の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。</p>
応急復旧活動	<p>1 応急復旧班は、1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。</p> <p>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、県支部長と協議し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。</p> <p>4 応援職員の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。</p>
	<p>1 漏水調査班は、1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。</p> <p>2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。</p> <p>3 応援職員の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。</p>

別表第8

水道給水対策本部の組織（例）



別表第9

応援に要する費用負担の原則

	被災正会員等の負担とすべき費用	応援正会員等の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油及びその他の燃料） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料（仮設ハウス設置費用・宿泊施設使用料等）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、 電話料金（FAX等） トランシーバー、消火器、地図 コピ一代等	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを除く。）
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務災害） 第三者に対する損害補償金の負担（往復途上）

18-8 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

三条市水道事業（以下「甲」という。）と三条管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するために、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるもとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応援復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、器材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、器材等を出動させ、甲が行う応援復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定書に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、労災情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第8条 乙は、この協定書による応急復旧に協力出来る人員及び器材等の状況把握に務め、甲の要請により報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（実施時期）

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

平成19年4月1日

18-9 千葉県栄町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

千葉県栄町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第7条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前まで

に、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年10月1日

18-9-2 新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と三重県菰野町（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第7条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月8日

18-9-3

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市との都市連携に関する協定書

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市（以下「三市」という。）は、三市間の連携を促進させるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三市が有する産業を接点とした交流を更に発展させるとともに、災害発生時における相互応援を含め、三市間の連携を促進させることを目的とする。

（協力事項及び事前協議）

第2条 三市は、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 産業振興、観光振興、まちづくり等に関する事項
- (2) 災害発生時における相互応援に関する事項
- (3) その他、三市が協議して必要と認める事項

2 三市は、前項の事項の協力に当たっては、事前に協議を行い、三市合意の上、進めるものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、三市協議の上、別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、三市は署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月17日

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市との災害時における相互応援に関する覚書

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市（以下「締結市」という。）は、新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市との都市連携に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、災害発生時の相互応援に関する事項について定めるため、本覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 締結市のいずれかの市域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、締結市が相互に応援し、かつ、協力するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 締結市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時避難のための施設の提供
- (6) 被災した児童生徒の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話等により応援を要請するものとする。この場合において、当該被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援を要請した市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、できる限りこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の締結市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。
- 3 前項の応援については、被災市から応援の要請があつたものとみなす。この場合において、被災市 の情報収集に要した経費については、第7条第1項本文の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した市の負担とする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と応援した市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した市が一時繰替支弁するものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項については、締結市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、締結市は署名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成24年4月17日

18-9-4 新潟県三条市と福島県伊達市との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と福島県伊達市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした市が、応援要請への往復途中において生じたものについ

では応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いづれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月28日

18-9-5 新潟県三条市と福島県相馬市との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と福島県相馬市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした市が、応援要請への往復途中において生じたものについ

では応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いづれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月25日

18-9-6 新潟県三条市と静岡県三島市との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請した市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従

事中に生じたものについては応援要請をした市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 2月 28日

18-9-7

会津若松市・三条市災害時相互応援協定

会津若松市と三条市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合、両市の友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前の対策)

第2条 両市は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互応援に備えるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の相互提供
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 応援要請及び呼応訓練並びにその他必要な対策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとし、職員等の派遣及び車両・資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給活動
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等の応急復旧活動
- (3) 廃棄物の収集、運搬、処理活動
- (4) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、長期避難が必要な場合等、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容、必要量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 職員の派遣を要請する場合は、職員の職種、人員、業務内容等
- (7) 住民の一時避難を希望する場合は、避難者の人数（要配慮者の人数を含む。）及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、その内容に従い直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援の必要を認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。
- 3 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

- 4 応援職員は、派遣する市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 5 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。
- 6 応援要請市は、災害の状況に応じ、派遣される職員に対する宿舎のあっせん、その他便宜を供与するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請市が負担するものとし、これにより難いときは、両市が協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援市が行うものとする。

- 2 応援職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援市が、その賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第9条 第4条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局を次のとおりとする。

- (1) 会津若松市市民部防災安全課
- (2) 三条市総務部行政課

- 2 両市は、この協定を実効性の高いものにするため、定期的に研究、協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、両市協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両市署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月30日

災害時相互応援協定書

福島県喜多方市と新潟県三条市(以下「協定市」という。)は、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けようとする市(以下「被災市」という。)から特に要請のあった事項

(連絡の窓口)

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 協定市は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行うものとする。

(指揮権)

第7条 支援市の職員等が被災市の地域内で活動する場合は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費(輸送費を含む。)の負担については、原則として被災市が負担するものとし、これにより難いときは、協定市が協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第9条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として支援市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、応援要請への往復途中において生じたものについては支援市が、その賠償を負うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、協定市いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月30日

18-9-9 福島県南会津町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県南会津町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の從

事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

18-9-10 福島県只見町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県只見町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについ

では応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いづれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

18-9-11 福島県下郷町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県下郷町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについ

では応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いづれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

18-9-12 福島県檜枝岐村と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県檜枝岐村（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は村役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の從

事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村(以下「協定市町村」という。)間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量

(3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容

(4) 必要とする期間

(5) 希望する場所

(6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議(以下「連絡会議」という)を年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市	長岡市	三条市	新発田市	加茂市	燕市	五泉市	阿賀野市	佐渡市
聖籠町	弥彦村	田上町						

平成 18 年 8 月 1 日

18-11 災害時における三条市と郵便事業(株)三条支店の協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社三条支店（以下「乙」という。）は、三条市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、三条市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報の相互提供

(3) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

（災害対策本部への職員派遣要請）

第5条 甲は乙に対し、情報収集を行うため必要に応じて、三条市災害対策本部への乙の職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が実施する防災訓練に参加する。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三条市総務部行政課長とし、乙においては郵便事業株式会社三条支店総務課長とする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし期間満了の日の1か月前までにいずれからも申出がないときは、この協定は、更に1年間更新するものとし、以後についても同様

とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月20日

災害時における緊急放送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と燕三条エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 次に掲げる緊急割込放送のうち、甲が適当と認める方法
 - ア 甲の同報系防災行政無線システムと乙の放送局演奏所とを連動し、同報系防災行政無線システムにより同報通信しようとする情報のうち甲が必要と認める情報を、乙の放送に自動的に割り込んで甲が行う緊急放送
 - イ 甲が、緊急電話放送装置を使用し、乙の放送に割り込んで行う緊急放送
- (2) 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法
 - 2 前項第1号に掲げる方法により緊急割込放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに報告するものとする。
 - 3 第1項第2号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容等について文書をもってファクシミリ等で乙に要請するものとする。ただし、ファクシミリ等が使用できないときは、電話等により要請することができる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（費用負担等）

第5条 甲の要請に基づく緊急放送に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

- 2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。
- 3 第3条第1項第1号の緊急割込放送に係る装置、設備等の経費については、第1項本文の規定にかかわらず別途協議するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙からも何ら意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

平成18年4月1日

災害時における緊急放送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・シイ・ティ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等の非常の事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 甲の同報系防災行政無線システムと乙の三条局演奏所とを連動し、同報系防災行政無線システムにより同報通信した情報のうち、甲が必要と認める情報を、乙が編集権を有している自主放送チャネルに緊急かつ自動的に割り込み、文字により放送する。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、甲が緊急放送の必要があると判断したときは、その実施を文書で乙に要請し、乙が速やかに緊急放送を行う。ただし、急を要するときは、電話、ファクシミリ等によって要請することができる。
- 2 甲は、前項第1号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、甲は、急を要しあらかじめ通知する暇がないときは、緊急放送実施後、速やかに乙に報告するものとする。

（緊急放送の内容）

第4条 甲は、緊急放送の内容を決定する場合は、市民ニーズを的確に反映させたものとするよう努めなければならない。

2 乙は、前条第1項第2号に掲げる方法により緊急放送を行う場合は、地域に密着したケーブルテレビとしての理念に基づき放送を行うよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に通知しなければならない。

（費用負担等）

第6条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送期間が1週間以上に及ぶ場合は、その費用について甲乙協議するものとする。

2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかった場合は、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

18-14 災害時における救援物資の提供等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供について乙が甲に協力すること、及び甲が乙の地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）を利用して市民に情報提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（救援物資の提供）

第2条 三条市内において、震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに地域貢献型自動販売機への製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、同項に定める製品の提供のほか、甲の要請に基づく必要数量の飲料水を優先的に安定して甲に供給するものとする。

4 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。また、原則として飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定する。

5 甲が乙に第1項の要請をするときは、救援物資提供要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請ができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（市民への情報提供）

第3条 甲は、乙の地域貢献型自動販売機のメッセージボードを無償で利用し、平常時においては行政情報を、緊急時においては災害関連情報を市民に提供することができるものとする。

2 前項の規定により提供する情報の内容及びその表示については、甲の責任と判断により行うことができるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからこの協定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月27日

三条市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年2月27日

三条市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、千年悠水の販売と自動販売機の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供について乙が甲に協力すること、及び甲が乙の緊急時飲料提供自動販売機ほか各種自動販売機（以下「本自販機」という。）を利用して「千年悠水」を販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

（救援物資の提供）

第2条 三条市内において、震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、本自販機の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに本自販機への製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、同項に定める製品の提供のほか、本自販機を設置する施設に乙の負担により備蓄品を甲に無償で提供するものとする。

4 前項の備蓄品は千年悠水2リットルとサントリー南アルプス天然水2リットルとし、それぞれ同数量を甲又は甲の指定する者が保管するものとし、備蓄の時期及び数量は甲乙協議の上、決定する。また、甲は、第1項の要請にかかるわらず備蓄品の賞味期限等を勘案の上、処分することができるものとし、乙は当該処分数量を速やかに補充するものとする。

5 甲が乙に第1項の要請をするときは、救援物資提供要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（千年悠水の販売）

第3条 乙は、甲又は甲の指定する者が管理する施設に設置した本自販機で千年悠水500ミリリットルを販売するものとする。

2 前項に規定する施設における千年悠水の販売は、本協定締結の日から1年間に限り乙のみが販売できるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とし、甲乙いずれかからこの協定の解消の申し出がない限り、前条第2項の規定を除き、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年3月28日

18-17 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とコーディ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、レンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する機材の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（運搬）

第4条 機材の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、甲乙協議の上、適正価格を算出するものとする。

（引渡し）

第6条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第8条 この協定は、平成18年4月12日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年4月12日

災害時における物資供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ三条店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、被災住民等を救援するための生活物資（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に調達し、及び供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、物資名、数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況について文書をもって甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 衣類
- (4) 日用生活品
- (5) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第6条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年6月2日

災害時における物資供給に関する協定

三条市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 240 -

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月9日

18-20 災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県解体工事業協会（以下「乙」という。）は大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災した建築物等構造物の解体除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設等及び公道上で復旧等に支障となる建築物等構造物の解体、がれき等災害廃棄物の撤去等の協力に関し、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等構造物の解体作業に伴って発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力の要請項目）

第3条 甲は、次の事業（解体撤去等）について、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建築物等構造物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な作業

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。
（協力要請の手続き）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、被災した建築物等構造物を早急に撤去しなければならない場合において、必要と認めるときは、乙への協力を要請する。

ただし、被災した公的施設及び復旧作業に支障となる公道上の民間施設の撤去を最優先とする。

2 前条の規定による要請は、協力要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に協力要請書を乙に提出する。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去作業等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（協力の実施報告）

第6条 乙は、解体撤去等が完了したときは、解体撤去完了報告書により、甲に速やかに報告する。

（費用の負担）

第7条 解体撤去等に要した費用は、乙の請求に基づいて甲が支払うものとする。ただし、その額については、甲、乙協議して決定する。

（連絡窓口）

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては三条市総務部行政課、乙においては社団法人新潟県解体工事業協会とする。

（建物所有者への承諾）

第9条 被災建築物等構造物に対し、解体撤去等を実施する場合は、甲がその必要性を建物所有者等に説明し承諾を得るものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して解決するものとする。

(締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成18年8月18日から平成19年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年8月18日

18-21 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年2月2日

18-22 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と有限会社エムテク（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、仮設入浴施設等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年3月1日

18-22-2 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と新潟県エルピーガス協会県央支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるLPガスの供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がLPガスの調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時にLPガスの調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へLPガスを納入するものとする。

2 甲は、乙がLPガスの運搬を行うときは、運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（対価及び費用）

第6条 LPガスの対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 LPガスの対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、LPガスの納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（協議事項）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年5月1日

三条市（以下「甲」という。）とセツツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- (1) 段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他乙の取扱商品

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は自身の被災等で前条の要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量等について資料の提出を求めることができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するも

のとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙
協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月7日

18-23 災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条市タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の避難輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、要援護者及び甲が指定する傷病者（以下「要援護者等」という。）を避難場所に迅速に避難させる必要がある。そのため、輸送の協力をを行うことにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、要援護者等を避難場所に避難させる必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有する車両による要援護者等の輸送
- (2) その他要援護者等輸送のために必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、避難輸送協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。
（経費の支払い）

第8条 乙は災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払を請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月19日

18-24 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条市タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合（以下「災害時」という。）において、甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことにより、被害の状況を把握し、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に協力を要請することができる。乙は、前項の要請を受けた時は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で情報の収集及び伝達に関して、協力に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の規定に基づき乙に協力の要請を行う場合の手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害情報通信を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月19日

18-25 災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、三条市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における避難支援活動を円滑に行うため、要援護者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助・協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。
- (2) 「災害が発生するおそれがある場合」とは、三条市災害対応マニュアルに規定する避難に関する情報として、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されている場合をいう。
- (3) 「要援護者」とは、災害時要援護者名簿に登載された、災害時等に支援が必要な在宅の高齢者及び障がい者をいう。
- (4) 「乙の施設」とは、乙が運営する三条市内の老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設をいう。
- (5) 「緊急受入れ」とは、乙が要援護者を自宅又は避難所から乙の施設まで搬送し、乙の施設へ収容することをいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

- (1) 乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請
- (2) その他特に必要な事項の要請

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（甲及び乙の責務）

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

（受入期間）

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第7条 甲は、要援護者の緊急受入れに伴う経費を、乙に対し支払うものとする。

- 2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。
- 3 第1項に規定する経費以外に経費が発生した場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うもの

とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月30日

協定書締結法人・事業所

番号	住 所	法 人 名	事 業 所 名
1	本町 6-3-76	特定非営利活動法人 地域たすけあいネットワーク	
2	嘉坪川 1-13-37	特定非営利活動法人 宅老所 ななかまど	
3	興野 2-11-28	医療法人 積発堂	
4	東本成寺 20-8	医療法人社団 川瀬神経内科クリニック	
5	長野 337	医療法人社団 しただ	
6	北入藏 2-17-27	医療法人社団 橘光葉会	
7	北四日町 16-19	医療法人社団 成蹊会	
8	興野 1-13-14	医療法人社団 五常会 谷村脳神経外科クリニック	
9	西裏館 1-10-46	医療法人社団 桂杏会	
10	田島 2-22-28	社会福祉法人 県央福祉会	
11	福島新田丁 1481-1	社会福祉法人 さかえ福祉会	
12	長嶺字柳田 419	社会福祉法人 三条嵐南老人福祉会	
13	庭月 630-4	社会福祉法人 しただ	
14	西大崎 2-4-10	社会福祉法人 報徳福祉会	
15	東本成寺 2-1	社会福祉法人 三条市社会福祉協議会	
16	燕市大曲 2486	社会福祉法人 つばめ福祉会	
17	大野畠 6-18	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会	新潟県済生会 三条病院
18	大野畠 6-85-5	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会	介護老人保健施設 ケアホーム三条
19	大野畠 6-81	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会	特別養護老人ホーム 長和園

20	興野 3-10-7	にいがた南蒲 農業協同組合	
21	嘉坪川 1-9-7	有限会社 サンケアー	
22	一ノ門 2-1-13	有限会社 ソレイユコーポレーション	
23	月岡 1-5-27	株式会社 あさひコモンズ	
24	横浜市港南区 上大岡西 1-6-1	株式会社 ツクイ	
25	石上 2-1-25	株式会社 ニチイ学館	
26	新潟市中央区新島町通 三の町 2284	株式会社 はあとふるあたご	
27	東京都港区北青山 2-7-13	株式会社 ユニマットリタイアメント・コミュ ニティ	
28	横町 1-9-3	株式会社 みるら	

三条市（以下「甲」という。）と三条市建設業協会（以下「乙」という。）とは、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に關し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）応急対策を実施する場所

（2）被害の状況

（3）応急対策の内容

（4）前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第8条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に關し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

災害時における応援業務に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県農業土木技術協会（以下「乙」という。）とは、三条市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲の管内の農地、ため池等（以下「農地・農業用施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の回復を図るために実施する調査、測量、設計その他の災害に必要な業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、災害時における農地・農業用施設等の応援業務の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して農地・農業用施設等の応援業務の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応援業務について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 業務を実施する場所

(2) 被害の状況

(3) 応援業務の内容

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第8条 応援業務の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第9条 応援業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

災害時における応援業務に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、三条市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の回復を図るために実施する調査、測量、設計、その他災害復旧に必要な業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、災害時における公共土木施設等の応急対策及び災害復旧に係る応援業務に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における公共土木施設等の応急対策及び災害復旧について、必要があると認めるときは、乙に対しての協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる業務について協力するものとする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 公共土木施設等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

18-29 災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と新潟県電気工事工業組合三条支部（以下「乙」という。）とは、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における電気設備の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が行う電気設備の復旧活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時において乙の応援が必要であると認めるときには、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる復旧活動等について協力するものとする。

- (1) 三条市の公共施設の電気設備に関する被災状況の調査及び応急対策工事
- (2) 応急対策工事に必要な電気設備資機材の提供及び斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要な電気設備に関する応援業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、組合の会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 復旧活動等を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 復旧活動等の内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要な事項

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が復旧活動等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 復旧活動等に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

（資料の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、隨時、次の各号に掲げる資料を共有するものとする。

- (1) 連絡担当者及びその補助者の職及び氏名並びに連絡体制
- (2) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (3) その他必要な事項

(協議事項)

第 10 条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第 11 条 この協定の期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に 1 年間更新するものとし、以後についても同様とする。

上記協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 8 日

18-30 災害時における応急対策業務に関する応援協定書

三条市（以下「甲」という。）と日本ウォーターテックス・ジムコンピュータサービス・B S N アイネット特定共同企業体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）により水道施設が被災した場合における応急対策業務に関する応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等により水道施設が被災した場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う応急対策業務について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等により水道施設が被災した場合に乙の応援が必要であると認めるときには、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害時応援要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、次に掲げる応援活動を実施するものとする。

（1）広報活動

（2）応急給水作業

（3）前2号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（損害補償）

第5条 応援活動に従事した乙の従業員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として乙の労災保険等により補償するものとする。

（応援活動の報告）

第6条 乙は、応援活動を行ったときには、甲の指定する様式に必要事項を記載し、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の応援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙は連絡責任者を定めることとし、災害等が発生した場合には、速やかに連絡を取り合うものとする。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策業務に関する応援を円滑に実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（災害等対応訓練）

第10条 乙は、甲の要請があった場合は、甲が実施する災害等に対応するための訓練に参加するものとする。

2 甲は、乙が当該訓練に参加するために要する経費を原則として負担しないものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、この協定に関し、知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の適用期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

18-31 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合において、甲の要請に応じ、乙が福祉避難所の設置及び運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 福祉施設への入所又は医療機関への入院を要しない者であって、災害時に避難所で生活するに当たり特別な配慮をするものをいう。
- (2) 福祉避難所 専門性の高いサービスの提供を行わないものの、要援護者を一時的に避難させることができる可能な施設をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、甲が設置する通常の避難所では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 福祉避難所の開設
- (2) 要援護者及びその同伴者の福祉避難所への移送
- (3) 福祉避難所における要援護者の日常生活の支援
- (4) 要援護者の状況及び対応に関する記録の整備
- (5) その他特に甲が必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により行うものとし、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 要援護者及び同伴者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先
- (2) 要援護者の身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

（運営管理）

第5条 乙は、福祉避難所の運営に当たり、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 要援護者の心身の状況が急変した場合に対応できる体制の確保
- (2) 要援護者の相談に対応できる介助員等の確保

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその同伴者等の個人情報を他に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第9条 この協定の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責めについて甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月 1日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
三条市長 國 定 勇 人

乙

福祉避難所の設置運営に関する協定締結先一覧

(1) 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人（4法人・5施設）

	事業所の名称	所在地	運営主体	備考
1	つかのめの里	塚野目 2380-2	(社) 県央福祉会	※2
2	うらだての里	東裏館三丁目 6-58	(社) 県央福祉会	※、※2
3	長和園	大野畠 6-81	(社) 恩賜財団済生会支部新潟県済生会	※2
4	さかえの里	福島新田丁 1481-1	(社) さかえ福祉会	※2
5	いっぷく	庭月 630-4	(社) しただ	※2

(注) ※の事業所は、同一法人により運営される事業所として重複する。

※2の法人は、緊急受入れに関する協定を締結済み。

(2) 介護老人保健施設を運営する社会福祉法人（4法人・5施設）

	事業所の名称	所在地	運営主体	備考
1	いっぷく	長野 337	(医) しただ	※2
2	いっぷく2番館	帶織 800	(医) しただ	※、※2
3	ケアホーム三条	大野畠 6-85~5	(社) 恩賜財団済生会支部新潟県済生会	※、※2
4	好日庵	南新保 10-24	(医) 成蹊会	※2
5	マザリー三条	北入蔵 2-28-1	(医) 橘光葉会	※2

(注) ※の事業所は、同一法人により運営される事業所として重複する。

※2の法人は、緊急受入れに関する協定を締結済み。

(3) 障がい福祉サービス事業（短期入所）を運営する社会福祉法人（3法人・3施設）

	事業所の名称	所在地	運営主体	備考
1	いからしの里	月岡 2672	(社) 県央福祉会	※、※2
2	心和園	福島新田丁 1481-1	(社) さかえ福祉会	※、※2
3	アトム	柳沢 393	(社) 三条市手をつなぐ育成会	

(注) ※の事業所は、同一法人により運営される事業所として重複する。

※2の法人は、緊急受入れに関する協定を締結済み。

災害時におけるホームヘルパー派遣に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者を支援するためのホームヘルパー派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合において、要援護者を支援するため、甲の要請に応じ、乙が避難所（甲が要援護者のために特別に設置する福祉避難所を含む。以下同じ。）にホームヘルパーを派遣すること（以下「ホームヘルパー派遣」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、福祉施設への入所又は医療機関への入院を要しない者であって、災害時に避難所で生活するに当たり特別な配慮を要するものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、ホームヘルパー派遣として、次に掲げる事項の協力を乙に要請することができる。

- (1) 甲が指定する避難所における要援護者の日常生活の支援
- (2) 要援護者の状況及び対応に関する記録の整備
- (3) その他甲が特に必要と認める事項

2 前項の要請は、要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先を明らかにして、電話等により行うものとし、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙がホームヘルパー派遣に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、ホームヘルパー派遣に当たり、業務上知り得た要援護者等の個人情報を他に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第8条 この協定の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責めについて甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月 1日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
三条市長 國定勇人

乙

ホームヘルパー派遣に関する協定締結先一覧

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業を運営する事業所（17事業所）

	事業所の名称	所在地	運営主体	備考
1	広域養護老人ホーム県央寮 訪問介護事業所	吉田 1237	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	
2	三条市ホームヘルプサービス	南四日町三丁目 38-5	(社) 恩賜財団済生会支部新潟県済生会	※、※2
3	公益社団法人 三条市シルバー人材センター	旭町二丁目 6-11	公益社団法人 三条市シルバー人材センター	
4	ツクイ三条	東三条一丁目 11-11	(株) ツクイ	※2
5	特定非営利活動法人 地域たすけあいネットワーク	本町六丁目 3-76	特定非営利活動法人 地域たすけあいネットワーク	※2
6	特別養護老人ホーム うらだての里	東裏館三丁目 6-58	(社) 県央福祉会	※、※2
7	特別養護老人ホーム さかえの里	福島新田丁 1481-1	(社) さかえ福祉会	※、※2
8	ニチイケアセンターいしがみ	石上二丁目 1-25	(株) ニチイ学館	※2
9	ジャパンケア三条	月岡三丁目 1-20	(株) ジャパンケアサービス	
10	日の丸観光タクシー(株) 介護福祉事業部	東三条一丁目 6-14	日の丸観光タクシー(株) 介護福祉事業部	
11	ヘルパーステーション さんじょう社協	東本成寺 2-1	(社) 三条市社会福祉協議会	※2
12	ヘルパーステーション サンホーム	曲渕三丁目 3-7	(社) 太陽福祉会	
13	ヘルパーステーション にこにこ	西渕 3-25	(有) にこにこけあ	
14	訪問介護ステーションみるら	新光町 29-54	(株) みるら	※2
15	(有)サンケアー	嘉坪川一丁目 9-7	(有) サンケアー	※2
16	(有)三条看護婦・家政婦紹介所 ハイディ	井栗一丁目 28-10	(有) 三条看護婦家政婦紹介所 ハイディ	
17	リーブルライフサポートステーション	今井野新田 962-3	(株) ナーシングホーム三条	

(注) ※の事業所は、同一法人により運営される事業所として重複する。

※2の法人は、緊急受入れに関する協定を締結済み。

南会津地方広域市町村圏組合と三条市との消防の相互応援に関する協定書

南会津地方広域市町村圏組合（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、消防の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の隣接地域において大規模火災、集団救急事故その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合に、消防の相互応援により、災害等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲又は乙の長は、災害等が発生したときは、応援隊の派遣を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第3条 甲又は乙の長は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、速やかに管内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊派遣の要請を受けた団体は、出発日時、人員その他必要な事項について当該要請をした団体に通報するものとする。

3 応援隊派遣の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに当該派遣を要請した団体に通報するものとする。

（派遣の特例）

第4条 甲又は乙の長は、甲及び乙の隣接地域において発生した災害等を覚知し、かつ、緊急に応援隊を派遣する必要があると認めるときは、第 2 条の応援要請を待たずに応援隊を派遣することができる。この場合における応援隊の派遣は、同条の応援要請があったものとみなす。

（応援隊の指揮命令系統）

第5条 第 2 条の応援要請を受けて出動した応援隊は、当該要請をした長の指揮の下で行動するものとする。

（活動等の報告）

第6条 応援隊の長は、応援活動の実施状況について、速やかに応援要請をした団体の現場指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、次の各号に掲げるところによる。

（1）応援要請を受けた団体が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人物費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現場調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費
- カ 応援隊が災害等の発生した現場への往復途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費等

（2）応援要請をした団体が負担する経費

- ア 応援が長期間にわたる場合の燃料補給、食料及び宿泊に係る費用
- イ 応援隊員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 化学消火薬剤等資機材費

(3) 前2号に掲げるもののほか、応援に要する経費の負担については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月1日

福島県南会津郡南会津町田島字西町甲 4331
甲 南会津地方広域市町村圏組合
管 理 者 大 宅 宗 吉

新潟県三条市旭町二丁目3番1号
乙 三条市
三条市長 國 定 勇 人

消防の相互応援協定に関する覚書

南会津地方広域市町村圏組合と三条市が、平成25年11月1日付で締結した南会津地方広域市町村圏組合と三条市の消防の相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、南会津地方広域市町村圏組合消防本部（以下「甲」という。）と三条市消防本部（以下「乙」という。）が、消防の相互応援を実施することに關し、次のとおり覚書を交換する。

（応援要請）

第1条 協定書第2条の規定により応援隊の派遣を要請する場合は、応援要請をする団体の消防長は、次の各号に掲げる事項について応援要請を受ける団体に遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 災害等の発生場所
- (2) 災害等の種別及び状況
- (3) 自己部隊の活動状況
- (4) 応援隊の活動区域及び活動種別に関する要望
- (5) その他応援隊の活動に必要な事項

（出動態勢等の協議）

第2条 消防の相互応援を実施する場合の出動態勢については、出動場所、災害等の状況、気象状況、活動計画等を勘案し、その都度甲及び乙の消防長が協議するものとする。

2 県の消防防災航空隊等の要請に当たっては、応援要請をする団体の消防長が行い、無線の使用波について確認するものとする。

（応援出動）

第3条 応援隊を派遣した団体の消防長は、出動時刻、現場到着時刻、出動人員及び部隊装備等について、応援要請をした団体に遅滞なく連絡するものとする。

（通信連絡手段）

第4条 応援隊の活動の円滑化を図るため、甲及び乙は適切な通信連絡手段を整備しておくものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙 65
南会津地方広域市町村圏組合消防本部
消防長 佐藤和一

乙 新潟県三条市西裏館三丁目3番10号
三条市消防本部
消防長 角田甲午

災害時における物資提供等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社ウオロク（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の提供等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時において物資の提供及び緊急避難場所を必要とするときは、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有し、又は調達できる物資を甲に提供すること。
- (2) 市民が三条市内にある乙の店舗駐車場を緊急避難場所として使用すること。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請ができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、乙が保有し、又は調達できる範囲内で、優先的に物資を甲に提供する等の必要な措置をとるものとする。

（物資の運搬、引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡しを受けるものとする。

2 乙が物資の引渡しのために店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第7条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代金等を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく物資の提供等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月15日

三条市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に要請するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協力に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年8月12日

18-37 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時にレンタル機材の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（レンタル機材の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できるレンタル機材の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、レンタル機材の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（レンタル機材の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を納入するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材の運搬を行うときは、レンタル機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係るレンタル機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（レンタル機材の対価等）

第7条 レンタル機材の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 レンタル機材の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、レンタル機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年9月10日

災害時における物資の輸送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とマルソ一株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、震災、風水害その他の災害により被災した地域（以下「被災地」という。）に対して、甲が物資の支援を行う場合に、甲の要請に応じ、乙が物資を輸送する業務（以下「本支援業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、被災地へ物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、輸送品目、数量、輸送先その他本支援業務に必要な事項を明示した文書にて乙に要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、本支援業務を無償で履行するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本支援業務に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡責任者又は連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

災害時等における応急対策活動に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条災害復旧協力隊（以下「乙」という。）とは、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策を実施する場所

(2) 被害の状況

(3) 応急対策の内容

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第8条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第 11 条 この協定の期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了日の 1 月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に 1 年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 1 日

三条市における防災・減災対策に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、三条市における防災・減災対策の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市における地域防災力の向上を始めとする防災・減災対策の推進を図るため、甲の要請により乙が行う協力の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、必要な協力を乙に対して要請することができるものとし、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

2 協力内容の詳細は、甲及び乙が協議し、合意の上で決定するものとする。

3 乙は、甲との協議により乙の関係会社に協力を実施させることができる。

（要請の方法等）

第3条 甲は、前条の規定による協力の要請を原則として文書により行うものとする。

2 甲は、乙が協力を実施した場合は、文書によりその報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙は、協力の実施に要した費用を負担するものとする。ただし、これにより難いときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年12月22日

18-41 災害時における応急対策活動に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条市災害応急活動隊（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、道路、河川、公園、学校その他の公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るため、甲が行う応急工事その他の応急対策への協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し協力を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものほか、必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、原則として甲の指示に基づき協力するものとする。

（連絡責任者等）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償等）

第5条 協力の業務に従事した乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

2 前項に定めるものほか、損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月9日

19 樣式集

被害報告

平成8年7月1日以降様式

市町村名		報告者 電 話			()			現在期日		平成 年 月 日			続く・最終 現在		
死 者		行方不明						重 傷		軽 傷					
被災状況		人 数		被災状況		人 数		被災状況		人 数		被災状況		人 数	
		人				人				人				人	
報告にあたつては累計数字を記載する	建物被害	区分	全壊(棟)			半壊(棟)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)		床下浸水(棟)	
		被災原因	土砂崩	流 出	その他	土砂崩	流 出	その他	土砂崩	流 出	その他				
	住家	棟数													
		世帯数													
		人數													
	アパート等集合住宅	棟数													
		世帯数													
		人數													
	り災世帯(世帯)														
り災者(人)															
非住宅家	公共建物	公立保育所													
		公民館													
		体育施設													
		その他													
	その他	倉庫											浸水		
		車庫											浸水		
		作業所											浸水		
		その他											浸水		
	文教施設	幼稚園													
		小学校													
中学校															
高等学校															
養護学校等															
その他	その他														
	病院														
社会福祉施設(入所施設)															
清掃施設	ゴミ処理施設												浸水		
	し尿処理施設												浸水		
その他()															
その他被害		被害内容		箇所数		被害内容		箇所数		被害内容		箇所数			
一般道路															
農道															
林道															
橋梁															
河川															
農業用水路															
港湾															
砂防施設															
被害船舶															
その他()															
火災発生		建 物		件		危 險 物		件		そ の 他		件			
鉄道不通区間		路線名		線		駅～駅		駅～駅		駅～駅		駅～駅			
水道		断 水				世 带		配 管 被 害				箇 所			
ガス		不 通				世 带		配 管 被 害				箇 所			
田		流 出		h a	埋 没	h a		冠 水		h a	浸 水	h a			
烟		流 出		h a	埋 没	h a		冠 水		h a	浸 水	h a			
崖崩れ				箇 所											
土砂崩れ				箇 所											
地すべり				箇 所											
電話不通				世 带											
電気停電				世 带											
ブロック塀倒壊等				件											
公共文教施設被害				千円											
農林水産業施設被害				千円											
公共土木施設被害				千円											
その他公共施設被害				千円											
農産被害				千円											
林産被害				千円											
畜産被害				千円											
水産被害				千円											
商工被害				千円											
その他				千円											
被害総額				千円											

1 災害原因

2 災害の発生日時 平成 年 月 日

3 災害の発生場所 (必要により地図等を添付) 地内

4 災害対策の概要

(1) 災害対策本部等の名称 本部

ア 災害対策基本法に基づく本部・に基づかない本部

イ 本部の設置日時 月 日 時 分

ウ 本部の解散日時 月 日 時 分

(2) 避難勧告・指示の状況 別紙避難等の状況報告のとおり

(3) 消防機関等の活動状況 (延べ出動人員) 消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人

(4) 応急措置の概要

5 その他

災害連絡表

課・支部 No.

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	受信日時	午前		
					月	日	午後
				受信者名	時 分		
総務班長	対応班長		通報者	氏名			
		住所					
		電話					
<p>連絡事項 場所 発生日時 状況</p> <p><input type="checkbox"/> 行政課へ写し配付</p>				<p>付近</p> <p><input type="checkbox"/> 行政課へ写し配付</p>			<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> その他
<p>措置事項（措置対応した場合記入） ○○課へ対応を要請済み。（他の部署で措置を要請した場合、部署名とその旨を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 行政課へ写し配付</p>							
<p>記載者名</p>							
<p>対応機関・組織（措置対応した場合記入）</p>							
<input type="checkbox"/> 総務班 <input type="checkbox"/> 課		<input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 課		<input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 課		<input type="checkbox"/> 経済班 <input type="checkbox"/> 課	
<input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 課		<input type="checkbox"/> 教育班 <input type="checkbox"/> 課		<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 支部 <input type="checkbox"/>	

※太枠線内のみ記入する。

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者				
担当部課等名	部 課 係			
	担当者名	TEL	防災無線	その他
派遣要請依頼日時	年	月	日	時 分
災害の状況及び派遣依頼理由				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
派遣を希望する期間	年	月	日から	年 月 日
	年	月	日から必要とする期間	
派遣を希望する区域	町	村	地内	
	施設等名称			
現地連絡員	部	課	係、担当者名	
派遣を希望する活動の内容				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
その他必要事項				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				